

倉情・個審第108号

平成20年3月28日

倉敷市長様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 西浦 公

平成19年11月26日付け情第101号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成19年10月17日付け情第83号で行った自己情報不開示の決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成19年10月5日、倉敷市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第16条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対して「税と住基にかかる個人情報のアクセスログ（端末での閲覧にかかるもの）」について自己情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「税及び住民基本台帳情報のネットワークシステムにおけるアクセスログ（個人情報の照会にかかるコンピュータへの接続記録）」（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、該当のアクセスログは取得しておらず、文書不存在であるとして、自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年10月17日付け情第83号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成19年10月26日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、保護条例第27条の規定に基づき、平成19年11月26日付け情第101号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件行政文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

アクセスログは、個人情報保護法制定時より、いわゆる「のぞき見」等の防止のため、情報政策上必須の常備物であると考えられる。

他自治体において、アクセスログから不正な個人情報の照会が明るみになった例もあり、倉敷市においても同様のアクセスログを取得していることは十分考えられる。

第4 実施機関の主張要旨

不開示決定通知書及び不開示理由説明書の記載内容をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

税の情報を管理する総合税オンラインシステムは平成13年から、また、住民基本情報を管理している住民基本台帳システムは昭和55年から稼働している。

それぞれのシステム操作は、操作カードやパスワードによって、特定の職員のみが利用できるような制限を設けており、それぞれのシステムに接続できる端末機（パソコン）についても、あらかじめ決められている。

従って、それぞれのシステムへは、業務上必要とする部署に設置した特定の端末機（パソコン）のみ接続することができ、特定の関係者のみが利用できる仕組みとなっている。

両システムとも、情報の更新及び証明書を発行した場合にはその内容を記録するよう設計しているが、これら更新や発行に至るまでに個人情報を照会した内容や単純に個人情報を照会した記録については取得しない設計となっている。

したがって、本件行政文書は不存在であり、不開示決定の処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

実施機関の主張等について確認するため、実施機関に関係資料の提出を求めたところ、「システム別アクセスログ調査一覧」（以下「調査一覧」という。）が提出された。

調査一覧には、本件開示請求にかかる税、住民基本台帳情報システムのアクセスログ取得はしていないとの記載があった。また、その他選挙、年金など9つのシステムについても記載されており、いずれも同様のアクセスログは取得していないとの記載があり、本件開示請求にかかるアクセスログだけでなくコンピューター処理されるすべてのシステムにおいて、この種のアクセスログは取得していない状況であることが伺える。

また、当審査会の事務局を通じた実施機関への聴き取り調査によれば、誰の個人情報を誰が照会したのかが分るアクセスログ取得のためには、費用面やコンピューター処理及びアクセスログ蓄積の負荷などの負担が増すとのことであり、本件行政文書が存在していることを伺わせるような事実はなく、説明等に不自然な点も認められなかった。

以上のことから、本件行政文書は不存在であると判断するのが相当と思料する。

第6 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年11月26日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成19年12月25日	異議申立人からの意見書の收受
平成20年 2月 1日	第1回目審議
平成20年 3月13日	第2回目審議
平成20年 3月28日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 西 浦 公	岡山商科大学法学部教授
副会長 土 屋 宏	弁 護 士
清 野 幸 代	弁 護 士
高 橋 祐 介	岡山大学大学院法務研究科准教授
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科准教授